

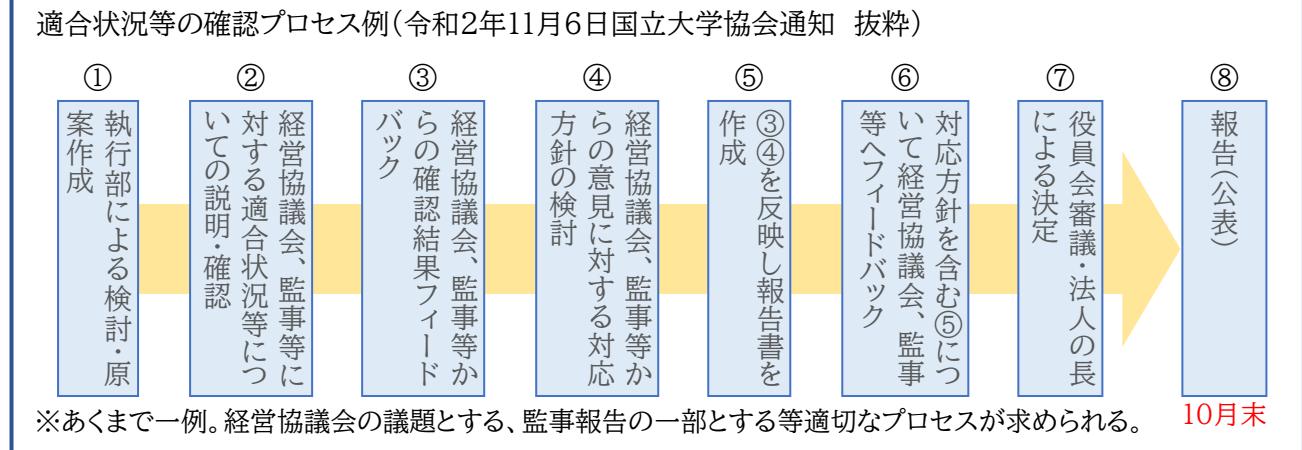
国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の確認プロセス

令和3年4月21日

役員会決定

1. 適合状況等の確認

国立大学法人ガバナンス・コードについては、全ての原則等に対する適合状況等を、経営協議会・監事等に説明し確認を経た上で、毎年10月末日までに報告(公表)することが求められている。



2. 本学における確認プロセス

①執行部による検討・原案作成 (6月上旬－7月中旬頃)

企画・評価課と各担当課との調整により原案を作成し、学長企画会議において内容を検討・確認する。

②経営協議会、監事等に対する適合状況等についての説明・確認 (7月上旬－8月上旬頃)

経営協議会及び監事に、適合状況等について説明・意見照会を行う。

③経営協議会、監事等からの確認結果フィードバック (8月上旬頃)

経営協議会及び監事から意見のフィードバックを受ける。

④⑤経営協議会、監事等からの意見に対する対応方針の検討・報告書の作成 (8月上旬－9月中旬頃)

対応方針を検討し、役員会において決定する。(報告書案も作成)

⑥対応方針を含む報告書について経営協議会、監事等へフィードバック (9月下旬頃)

経営協議会を開催し、対応方針を含む報告書についてフィードバックを行うとともに、監事にもフィードバックを行う。

⑦役員会審議・法人の長による決定 (10月上旬－中旬頃)

役員会で審議・承認の上、学長決裁により報告書の内容を決定する。

⑧報告(公表) (10月末まで)

報告書をホームページ上で公表するとともに、国立大学協会に報告する。